

## 第1回 多治見市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成24年8月29日（水）

13：00～15：00

場 所：多治見市役所4階特別会議室

出席委員： 大野義豊委員、加藤秀昭委員、木下貴子委員、坂崎金次委員、古橋進委員、堀尾憲慈委員、三鬼江里子委員

欠席委員： 小川祐貴子委員

多治見市： 木股信雄副市長、総務部・佐藤喜好部長、議会事務局・石丸正之事務局長、中野智子主査

（事務局） 企画部・青山崇部長、人事課・鈴木良平課長、大竹康文総括主査、臼武徹也総括主査

13：00 開会

青山部長

ただいまから、多治見市特別職報酬等審議会を開催します。議事に入るまで、司会進行を務めます企画部長の青山です。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。後ほど趣旨等説明しますが、市長、副市長、議員の報酬について、色々な立場からご意見いただくのがこの審議会です。

本来であれば市長がご挨拶を申し上げるところですが、公務で出張しておりますので、はじめに副市長からあいさつを申し上げます。

木股副市長

副市長の木股です。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき、また委員をお願いしたところ快くお引き受けいただきありがとうございます。

報酬審議会については、特別職であります市長、副市長、議長、副議長、議員の給料、報酬について適正な額をご審議いただき、諮問、答申をいただく審議会です。審議にあたっては、公務員の給料、他都市の状況、経済の状況を勘案して適正な額をご審議いただきます。

今までは不定期の開催となっており、必要に応じて開催をしていました。これは経済も右肩上がり、職員の給料も上がっていたという経緯があり、特別職の給料等についても議会の意見を踏まえながら必要に応じて審議会を開催していたという状況であったためです。ところが、経済状況が厳しくなり、引き下げる方向も視野に見直しが必要な状況となりました。各市も同じように不定期開催が多い訳ですが、引き下げとなると開催頻度が難しく、高山市の仕組みも参考に、一昨年の審議会では委員から提案もあり、2年に1度定期的に開催することとした次第です。公務員の給与、経済の状況に関わらず、定期的に確認するという趣旨で定期開催としたものです。

今回は、特別職の報酬等と議会の政務調査費についてご審議いただきたいと思ひます。地方公務員の一般職の給料については、毎年人事院の勧告に基づいて改定を行いますが、特別職については、一般職と異なり住民の意見が反映される仕組みが必要なことから、この審議会が大きな役割を担っています。皆様方には、公平な立場から率直なご意見をいただき、答申をまとめていただけるとありがたく存じます。充分にご議論をいただきますようお願いいたします。

青山部長

本日付で皆様を「多治見市特別職報酬等審議会条例」に基づいて委員に任命させていただいたところす。お手元に辞令を置かせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。任期につきましては、本日から審議が終了して答申書を市長に提出するまでとなりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

続きまして、本日出席の委員の皆様と市の出席者について、人事課長が紹介いたします。

鈴木課長

人事課長の鈴木です。それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。

－各委員紹介－

次に事務局を紹介いたします。

－事務局紹介－

青山部長

これから数回にわたり熱心なご議論をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の審議会の開催趣旨を人事課長からご説明いたします。

鈴木課長

配布資料の例規集 1 ページ「多治見市特別職報酬等審議会条例」を参照ください。

本審議会は、同条例第 1 条に基づき、市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議し、答申するため設置される審議会です。委員会の所掌範囲については、第 2 条に基づき、議会の議員報酬の額及び議会の政務調査費の額並びに市長及び副市長の給料の額が審議の対象となります。逆にこれ以外の事項については、本審議会の審議の対象外となりますので、よろしくお願ひいたします。

第 3 条について、委員は必要の都度市長が任命させていただき、任期は審議が終了したときに解任となります。今回は、本日付で皆さんを委員に任命させていただいたところす。市長に答申を提出したときに任期満了となりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、審議会開催に至る経緯ですが、副市長が冒頭申し上げたとおり、平成 8 年度まではほぼ 2 年に 1 度の頻度で開催され、額の引き上げを前提に行っていました。平成 8 年度以降は、経済状況の悪化に伴い、改定を見送っていましたが、前回の平成 22 年度の開催まで 14 年間開催されていないという状況でした。平成 22 年度の審議会では、初めて引き下げの答申をいただきましたが、その答申書の中で、経済情勢等に対応した報酬とするために、今後は 2 年に 1 回開催することが望ましいという要望が付記され、これを受けて 2 年後となる今回の開催に至っています。

諮問の内容については、後ほど会長選出の後、副市長からお渡ししますが、審議対象となる報酬等の額について、引き上げるのか、引き下げるのか、据え置くのか、

額を改定する場合はいくらにするのか、いつから実施するのか等を審議し、答申をいただくということになります。

以上が、本審議会の趣旨説明ですので、よろしくお願ひします。

青山部長

それでは、最初に会議の議長を選出したいと思ひます。本日は最初の会議で会長が決まっておられませんので、会長が選出されるまでの間、慣例により、年長委員であります坂崎委員に臨時会長をお願ひし、以後の議事進行をお願ひしたいと思ひますので、ご了承いただきたいと思ひます。

議長

－議長席へ－

ただいま事務局から発言がありましたように、委員任命後、初の審議会です。会長が決まっておられませんので、慣例により会長が互選されるまで年長委員であります私が臨時会長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず「秘密会について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

青山部長

会議を秘密にするのか、公開にするのかということですが、公開とは、審議会の傍聴を認め、議事録は発言委員の氏名を伏せた上で、ホームページにアップして公開します。資料も公開するため、委員名簿は公開されます。

なお、通常市の会議等では、個人情報等を取り扱うものでなければ原則公開とさせていただいていることを申し添えます。

議長

本審議会は秘密会とすることができますが、本日はその必要もないと認められますので、秘密会としないことに決してよろしいでしょうか。ご意見があればお伺ひします。

委員一同

－異議なし－

議長

ご異議ないようですので、そのように決めます。

それでは、議案第1号「会長の互選について」を議題といたします。会長については、どのような方法で選出したらよろしいかお諮りします。

委員

臨時会長を務められている坂崎委員に、引き続き会長をお願ひしてはいかがでしょうか。

委員一同

－異議なし－

議長

ただいま、委員から私を会長とするよう動議がございましたが、これにご異議ありませんか。

委員一同

－異議なし－

議長

全員ご異議ありませんので、私、坂崎金次を会長に選任することに決しました。

議長

本審議会の会長に選任いただき恐縮に存じます。

それでは、臨時会長に引き続き、会長として議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力を得て、議事を進めていきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは引き続き、次第に基づき進めます。

ここで、副市長から、本審議会に諮問書を提出していただきます。

—副市長から諮問書を会長に提出—

議長 ただいま受理いたしました諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。

—諮問書の写しを配付—

木股副市長 私はここで退席させていただきますので、よろしく申し上げます。

—副市長退席—

議長 次に、議案第2号「議事録署名委員を定めるについて」を議案といたします。

多治見市特別職報酬等審議会運営規則第9条第1項の規定により、本日の議事録署名委員を出席委員から2人以上定めることになっておりますので、議長において2人指名したいと思いますがご異議ありませんか。

委員一同 —異議なし—

議長 ご異議がございませんので、議長において三鬼江里子委員、堀尾憲慈委員の両委員を指名いたします。

次に、議案第3号「会長の職務代理者の指定について」を議題といたします。

会長の職務代理者については、古橋進委員を指名します。よろしく申し上げます。

次に、議案第4号「会期の決定について」を議題といたします。

市長から本審議会に諮問されました多治見市議会議員の議員報酬の額及び議会の政務調査費の額並びに多治見市長及び副市長の給料の額につきましては、本審議会でも慎重に審議しよういたしますと、本日1日のみでは結論が出せないと思います。会期の日数につきましては、本日のほか後2日を予定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同 —異議なし—

議長 それでは、次回以降の会議日程は、9月25日、10月10日といたします。

議長 次に、議案第5号「多治見市議会議員の議員報酬の額及び議会の政務調査費の額並びに多治見市長及び副市長の給料の額について」を議題といたします。

最初に、事務局から提出資料について説明を求めます。

鈴木課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。「審議会提出資料」と「関連例規類」を参照ください。

1ページはこれまでの多治見市の特別職の給料等の改定状況をまとめたもので、昭和59年の改定から記載してあります。直近の改定は平成23年4月1日ですが、平成22年度の報酬審議会の答申を受けて、初めて引き下げの改定を行いました。暫定措置とあるのは、市長と副市長の給料について、審議会によらず、財政状況等の理由から独自の減額措置をしていたものです。参考欄に教育長の改定状況を示しています。教育長は一般職のため審議会の審議対象ではありませんが、市長・副市長の改定に準じて給料の額を決定していますので、参考として示しています。

次に2ページから7ページまでは県内他市の状況を示しています。2～3ページは県内旧14市の報酬等の改定状況で、今年度の改定予定も示しています。

4ページと6ページについては、数字の誤りがありましたので、本日配布したものと差し替えをお願いします。

4～5ページは、県内21市及び岐阜県の現在の給料等の額と、暫定措置がある場合はその額を示しています。各市の議員の条例定数と実数についても記載しています。

6～7ページは、4～5ページの給料等の額を人口1人あたりに換算した表です。

8ページ以降は、県外のお市の状況です。

8ページは、近隣の春日井市、瀬戸市、小牧市をはじめ、近隣で多治見市と人口が同程度の都市の現在の給料等の額と、暫定措置がある場合はその額を示しています。

9ページは、8ページの額を人口1人あたりに換算した表です。

10～11ページは、類似団体と言いますが、全国の中で、多治見市と人口規模と産業構造が類似している都市の状況です。

12～13ページは同様に人口1人あたりに換算したものです。

14ページをご覧ください。特別職の給料等については、この審議会では月額で判断していただきますが、年収ベースに換算した場合にどうかという資料です。期末手当額と支給月数の推移を示しています。特別職の支給月数について、一般職に準じて決定していましたが、平成19年度以降は一般職より0.05月少ない月数になっています。

15ページは、議員と常勤特別職の人件費の推移です。上段の議員の人件費について、平成19年度と平成23年度が減少しているのは、改選に伴い1期目の議員に期末手当が満額支給されないためです。また、平成21年度以降減少しているのは、期末手当の月数の減少によるものです。

下段の常勤特別職の人件費について、平成19年7月までは収入役の人件費も含まれています。平成19年8月以降、一般職として会計管理者を置いていますので、以降、常勤特別職の人件費は、市長と副市長のみです。また、金額は決算ベースのため、暫定措置による減額後の額です。市長・副市長には4年の任期ごとに退職手当が支給されますので、平成19年度と平成23年度は退職手当を含んでいます。

16ページは、県内他市の財政規模や財政状況を示したものです。本日追加資料として財政関係の用語の説明を配布していますので、併せてご覧ください。この中で、経常収支比率と財政力指数がよく用いられる数字です。また、ストックを表す指標として、積立金現在高、地方債現在高もよく用いられます。指標毎に、21市の順位を記載していますので、参照ください。

17ページは、一般財源に占める議会費の割合の推移を示したものです。議会費は、議員の人件費に加え、事務費、委託費、職員人件費等を含んでいます。

18ページをご覧ください。平成19年以降の議員の活動状況をまとめたものです。市議会は、年4回の定例会に加え、臨時会が必要に応じて開催されます。また、

1回の議会で本会議と委員会が開催されます。表は、それぞれの区分に応じた開催日数の推移を記載したのですが、委員会の視察や、議員個人の活動についてはこの表には含んでいません。

19 ページは、一般職の職員数と人件費の比率の推移をまとめたものです。人件費は、特別職を含む全ての人件費の総額で、社会保険料等も含んでいます。この中で、平成 17 年度の職員数の増加は笠原町との合併に伴うもの、平成 22 年度の増加は市民病院の指定管理化に伴う病院職員の移籍によるものです。

20 ページをご覧ください。全職員数と職員給決算額の推移について、正規職員以外の嘱託員、臨時職員も含めて推移を示したものです。

21 ページは、一般職の級、職位ごとの平均年齢や平均給料月額等を示したもので、平成 24 年 4 月 1 日現在のものです。職員は、職務の内容や困難性に応じて、部長は 7 級、課長は 6 級等、1～7 級に格付けされ、給料はその個々の級に応じて決定されます。一般職の職員の平均年齢は 41.7 歳で、平均給料月額が 318,531 円です。この金額は、本俸のみで手当等は含んでいません。

下段は、国家公務員の一般職給料改定率の推移です。国家公務員の給料改定は人事院勧告に基づいて行われます。人事院は、毎年民間企業の給与水準を調査し、国家公務員との官民格差を出します。官民格差があれば、給料の改定を行うか、いくら改定するかの勧告を出しますが、小額の場合は改定が見送られる場合もあります。平成 21 年度以降、官民格差は毎年マイナスとなり、毎年引き下げを実施しています。今年度は、格差が 273 円ありますが、小額のため引き下げしないという勧告が出ています。多治見市の職員については、国家公務員に準じて改定を行っています。

22 ページをご覧ください。ラスパイレス指数の県内他市の推移です。国家公務員と地方公務員の給料月額をラスパイレス方式で比較、算出したもので、国を 100 とした場合の数値です。多治見市は表に記載されている平成 12 年以降、毎年 100 以下で国の水準よりも低くなっています。平成 23 年度の全国平均は 98.9、多治見市は 96.9 です。

23 ページは、岐阜県の最低賃金の推移を掲げたものです。

24 ページは、政務調査費についての資料です。政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として支給されるもので、多治見市は平成 13 年度から導入しています。条例第 2 条に基づき、議会の会派に支給されます。額は第 3 条により 1 人あたり月額 20,800 円、4 月のみ 21,200 円で年額 250,000 円です。使途の基準は、規則第 5 条第 1 項の規定のとおり、別表第 1 に掲げるものとされています。別表第 2 は、調査旅費について基準を定めたものです。また、規則第 5 条第 2 項に、充てることができない経費として、私的な経費、交際的な経費、党費その他政党活動に関する経費、選挙運動に関する経費、議員以外の者の市政に関する調査研究に関する経費が掲げられています。

25 ページは、県内 21 市の政務調査費の額を比較したものです。制度開始後、ま

まったく支給していない市が4市、廃止をした市が4市、減額した市が2市、開始以来改正していない市が多治見市を含め11市となっています。また、本日の朝刊によると、恵那市が廃止を決定したとの記事が掲載されていました。表のうち1人あたりの決算額は、平成22年度と平成23年度の議員1人あたりの政務調査費の使用額を示しています。

26 ページは、近隣の同規模市と全国の類似団体の政務調査費の状況を比較したものです。

事務局の説明は以上です。

議長

ただいまの説明の他、多治見市議会議員の議員報酬及び政務調査費並びに多治見市長及び副市長の給料の額につきまして、委員の皆様のご意見等を伺います。なお、市長からの諮問には金額の明示がありませんので、配布資料等を参考にしていただきますようお願いします。

今の説明の中で、ご質問等でも結構ですので、何かございませんか。

委員

2点お尋ねします。

11 ページの類似団体のうち、泉佐野市は特別職の給料が非常に少ないです。金額については、上限も下限もなく自由に決められるという解釈でよろしいでしょうか。

また、14 ページの期末手当の計算方法について、「給料月額×1.2×支給月数」とありますが、×1.2はどういう意図でしょうか。

鈴木課長

1点目について、法律、条例上に上限、下限の規定はありませんので、各市が自由に決められます。ただ、額については条例で定める必要があるため、決定は議会の議決を経て決定します。その原案を、この審議会で答申をいただくというものです。

2点目については、一般職の職員の役職加算に準じたもので、部長級の加算の20%をあてはめたものです。一般職は、役職により課長は15%、課長補佐は10%が加算されています。

青山部長

本審議会では、3回程度の会議で答申する額を決定していただきたいと思えます。本日は1回目ですので、細かい制度等についてご質問をいただいて、不明な点をクリアにいただき、委員の皆様それぞれの専門家の立場、市民の立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

議長

政務調査費について、支給していない市は、政治活動は実費でやるという理解でよろしいでしょうか。

青山部長

政務調査費は、地方自治法の改正により平成13年から制度化されたものですが、額は自治体によりまちまちです。政務調査費を支給していない市は、財政状況が厳しいなかで、議員が自粛するという趣旨もあるかと思えます。一方、政務調査費とは別に、議会の委員会の視察旅費等は別途支給されます。

石丸事務局長

議員の行政視察による調査研究等は、別途視察研修旅費が支給されますので、政務調査費がなければ、一切の費用を報酬でまかなうということではありません。ま

た、必要な事務費も、多少ですが別途支給されます。政務調査費はこれらとは別に会派としての研鑽に使っていただくものです。年額 25 万円ですが、残額があれば精算しますので、報酬とは趣旨が異なるものです。

議長

政務調査費の支出のチェックはどのように行われるのでしょうか。

中野主査

四半期ごとに行っていますので、3ヶ月毎に活動報告書を出していただき、議長の決裁を受けます。また、1年分を執行部に提出して、市民が閲覧できるようにしています。

委員

領収証は添付しているのでしょうか。

中野主査

多治見市の場合、1円以上の支出には原則領収証を添付しています。ただし、移動に伴う公共交通機関の利用等は、領収証を添付しなくてもよいこととしています。

委員

市の財政状況がどうなっているのか、税収と支出のバランスがどうなっているのか、市として健全経営ができていのかどうか、仮に債務があればどのように改善していくのかを、わかりやすく教えてほしいと思います。

国内では長引く不況で、電器産業の一部企業でもリストラが断行されるという情報もあります。多治見市では、地場産業が衰退の一途を辿り、改善の兆しが見えない状況で、市の財政はどのような状況なのか、端的にわかりやすい数字で示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤部長

平成 23 年度の決算について、普通会計で歳入 354 億円、歳出 335 億円で、18 億円が繰越残になっています。例年、決算で 16~20 億円程度の残が出るような状況です。これは、財政が豊かな訳ではなく、予算を組む際に支出を抑えたり、歳入の確保に取り組んだりしている結果です。

また、財政状況を見る際には、基金の残高がどれほどあるか、借金がどれくらいあるかというような指標が用いられますが、借金の残高は、317 億円です。少しずつ減ってきているものの、ここ数年はこの程度の残高で推移しています。

基金については、一般家庭の貯金にあたるような、必要なときに活用することができる性質の基金として財政調整基金がありますが、この基金の残高が 49 億円となっています。

委員

借金の額に比べて、貯金の額が少ないように思います。

佐藤部長

財政調整基金は、自由に活用できる基金で、この他に用途が限定された基金もあり、例えば将来的に借金を返すための基金は 50 億円ほど残高があります。

また、財政状況を見る際に、市民一人当たりでどうかという出し方をしますが、県下 21 市の平成 22 年度決算で、一人当たりの借金の残高は、多治見市は 27 万円で、21 市中、額が少ない方から 5 番目で、貯金の額では多い方から 10 番目です。

また、財政力指数といって、市が使うお金のうち、どの程度税収でまかなっているかという数字があります。この数字が 1 を切ると国から交付税をもらうこととなりますが、多治見市は平成 22 年度で 0.77 です。全国の 1,500 程の自治体の中で、1 を超える団体は 40~50 程度しかありませんので、多治見市程度の数字は、極端



に悪くもなく良くもないというレベルの数字です。

多治見市としては、できるだけ身の丈にあったやりくりをするように努めています。十数年前に、公共施設をたくさん作った時代がありました。貯金は減り、借金も増え財政緊急事態宣言を出したことがありましたが、それ以来、なるべく支出を切り詰めて借金を返すという取り組みを行ってきました。現在は、財務条例という市独自の条例を制定して、そのルールの中で健全な財政運営に努めています。

青山部長

お手元に「わかりやすい予算書」を配布させていただきました。14 ページ以降に、総務部長が説明した数字等が掲載されていますので、参考にしていただきたいと思います。

各種の数字を見ると、多治見市は良い部類にはあると思います。大まかに言えば、豊かではないが、支出を抑えるような財政運営をしているという状況です。

委員

市民が陳情をすると、職員が決まって言うのは、お金がないからできませんということ。お金がないからできないでは困る訳ですが、年間 354 億円の収入に対して 317 億円の借金がある中で、借金の返済についてはどのような考えをお持ちなのでしょうか。

青山部長

自治体の借金は、ある意味では財政が豊かかどうかに関係なく、制度としてあるものです。例えば、道路を作るのに 50 億円掛かるとします。一般会計 300 億円のうち 50 億円を使うと他の事業ができなくなってしまう。道路ができて利益を享受するのは何十年先の子ども世代まで続きますので、借金をして、将来世代にも公平に負担をしてもらうという考え方です。自治体の借金は、制度的に、福祉等の事業のためには認められておらず、基本的には施設や道路を作るときにしか認められていません。ハード整備をする際に、将来世代にも公平に負担してもらうために借金の制度を使っています。このため、借金がゼロになるということはないと思いますが、もちろん、どう減らしていくかというのは課題と認識しています。

佐藤部長

借金については、年間 30 億円程度返済しています。

最近では、国の制度として、通常その年度で使う福祉的な費用にも借金が認められるようになってきました。これは、国の地方交付税の財源が不足しているため、交付税の代わりに市で借金をしても良いという制度です。あまり好ましいことではないと思いますが、多治見市でも一部利用しています。長期に利用するものに対する借金であれば、公平な負担の観点からも良いと思いますが、短期で使うものに対する借金は今後もできるだけ避ける意向です。

30 億円程度の返済のうち、元金は 26 億円程度です。会計別では、下水道会計では昔は 200 億円程度ありましたが、現在は下水道整備も進んだこともあり、相当減ってきています。現時点での借金を返済する割合は、この程度の金額ならやっつけられるレベルだと思っています。

委員

今後の見通しはどのようでしょうか。例えば、5年後に借金をこれだけ減らすとか、このままのバランスで行くのかという計画があるのでしょうか。

佐藤部長

総合計画に基づいて、4年間どのような事業を進めるという計画を持っていま

す。その中で必要な事業費に対して収入をどれだけ見込み、必要な借金はどれほどかを積み上げて試算し、予測していますが、必要な道路整備や施設整備があり、当面は横ばいで推移すると見込んでいます。

委員 開発事業等について、本来市が行わなければいけない事業が民間に押し付けられているように感じています。開発する際に、道路や下水道等も民間が作るようになっています。例えば市街化区域は、今後市街化を進めていくという方針があるにもかかわらず、線引きされた下水道の指定地域の下水道布設を民間に押し付けるのはどうかと思います。このような財政の状況だからと言われても疑問を持つ部分もある訳です。

委員 21 ページの一般職の平均給料月額について、一般職は別途手当が支給されるという説明がありましたが、特別職は、今回審議の対象となっている給料の額以外に手当は支給されないという認識でよろしいでしょうか。

鈴木課長 一般職には、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、時間外手当等が支給されます。特別職については、14 ページにありますように、給料月額の他に、期末手当が支給されます。市長・副市長は通勤手当も支給されますが、少額のため14ページの金額からは除いています。その他の扶養手当、時間外手当等は支給されません。

委員 一般職では、時間外手当は全ての職員に支給されるのでしょうか。

鈴木課長 時間外手当は、管理職には支給されませんが、その代わりに管理職には管理職手当が支給されます。

委員 21 ページの一般職の給料改定率の推移で、平成 22 年度に一般職は-1.50%減額されていますが、この数字は前回の報酬審議会の議論に含まれているのでしょうか、それとも今回の議論に反映されるべきなのでしょうか。

鈴木課長 毎年人事院勧告が8月上旬に出されます。前回の審議会は8月20日頃から数回の議論を行っていますので、平成 22 年度の人事院勧告の数字は前回の審議会に提出され、議論をされているという認識です。

委員 前回の議論で-1.5%分は反映されているので、今回は平成 23 年度の-0.20%のみを踏まえれば良いということですね。

鈴木課長 お見込みのとおりです。

委員 民間では、毎年売上は減ってきています。民間企業では、例えば売上が1億円から5,000万円に減ると、社長の給料が減っていきます。一方で、特別職の報酬は、平成2年からバブルがはじけて景気が悪化しているのに上がり続けています。どこかで下げるといふ答申も行わなければいけないと思います。民間が苦しんでいる状況でも徐々に増えているというのは、民間企業、サラリーマンの感覚からすると感情的な部分が出てくると思いますので、方向としては下げる方向での検討をしなければいけないと思っています。これから景気がさらに悪化していくと考えると、平成 23 年度の予算額で税収が平成 22 年度から2億円程度減っている状況で、それが借金へ波及すると考えると、それに応じた報酬額を決定していくべきだと思います。

民間の状況としては、10～20年前と比べるとかなり悪くなっているという認識があります。市の職員は、人事院勧告に基づいているためそのような感覚に乏しいかもしれませんが、民間の状況を十分に考慮すべきと思います。

青山部長 人事院勧告については、国家公務員の給与に関するものですが、多治見市程度の規模の自治体では基本的にそれに準拠しています。

私自身の給料について、10年前の昇給辞令を見ると1万円程度下がっています。民間はもっと厳しいという意見もありますが、公務員の給料についても民間の状況を踏まえつつ、減少傾向にはあります。

委員 私は、唯一前回から引き続いて参加させていただいています。

前回は、マイナスの答申を出させていただきました。前回の議論として、民間が厳しいということは皆さん承知しており、民間が苦しんでいるから特別職も同じ様に苦しむべきだという意見もありました。回りの市と比べてどうか、どれだけ下げるのかという議論がありました。

一方で、例えば議員報酬について、議員は選挙を経て選出されます。年収ベースで800万円程度の報酬ですが、議員報酬だけで生活していけるようにした方がよいという意見がありました。他の仕事を持っている議員もいますが、色々な年齢や立場の人に、議員を目指す機会を与えるためには、議員の仕事だけで生活することができるようにすべきということ、議員の仕事は片手間でできるような仕事ではないはずだということで、下げることだけがよいことではないという認識を持っています。志が高い人が議員になっても生活ができないという状況では、市の発展にとってマイナスではないかという意見もありました。

また、前回は、他市と比較した状況と暫定措置で下がっていた部分をそのまま引き継いだという部分があり、減額の答申となりました。生活していくという面ではある程度の報酬は必要だと思います。また、一旦下げると、再び上げるということは難しいことです。民間企業は下がる時は下がりますが、上がる時も上がっていきます。公務員の給料は、下がりにくい上がりにくいという傾向も考慮すべきだと思います。

議長 行政の場合は、決算が良ければ手当を余分に出すということはないのでしょうか。

青山部長 給料は条例に基づいて払うことになっています。給料表を変えるという議案を独自に出すということではできない訳ではありませんが、市民的な理解が得られないと思います。

鈴木課長 人事院勧告では、期末手当についても民間企業と公務員を比較して官民格差を出しています。1年遅れにはなりますが、平均で民間の上がり下がりがあれば、それに基づいた勧告が出されることになります。

石丸事務局長 この後、議会の事務で中座させていただきますが、先ほどの私の説明で不足していた部分がありましたので、補足させていただきます。

政務調査費についての補足ですが、議会の議員の活動のうち、本会議や委員会等

の活動等のように公務に当たる部分については、公費で予算を付けていて、今後も予算措置をしていくことに変わりありません。政務調査費は、これとは別に、会派の活動に資するための予算ですので、政務調査費がなくなるということは、各会派の活動を議員が負担するということです。

坂崎議長 現在、多治見市に会派はいくつありますか。一人でも会派になるのでしょうか。  
石丸事務局長 現在8会派です。一人でも会派として認められます。8会派のうち3会派が一人会派です。

委員 政務調査費は全議員に行きわたっているということですね。

石丸事務局長 そのとおりです。

委員 市長の給料は、市民一般にも公開されるのでしょうか。

鈴木課長 公表しています。

委員 どのように公表しているのでしょうか。

鈴木課長 年に1回、人事行政の情報の公表が義務付けられていて、その中で特別職も一般職も給料を示すことになっています。今年は9月1日号広報に掲載するとともに、ホームページにも掲載します。

委員 一般の方が見たときに、額そのものではなく、民間の給料が下がっているのに、逆に公務員の給料が上がっていきると、反感を買うことになると思います。

給料の適正な額については、額そのものだけでなく、仕事の中身が重要だと思えます。

議長 給料に見合った仕事ができるのであれば、士気も上がるので、たくさん給料を出してがんばってほしい、というのが経営者一般の考え方としてあると思います。

青山部長 お手元に9月1日号広報を配布しました。もうそろそろご家庭に配られると思います。字が小さくて申し訳ありませんが、このような形で年に1回公表しています。

議長 給料もさることながら、具体的にどのような方法でやるのかというのは難しいですが、仕事の内容も市民にわかるような説明が必要だということだと思います。

委員 公務員の給料は、ずっと上がってきている訳ではなくて、現在は減少傾向になっています。報酬審議会の定期開催をお願いしたのも、経済状況を反映しやすくしていただきたいという趣旨です。短いスパンで定期的に検証することが大事だということです。

議長 前回の開催まで、期間が開きすぎたのが問題でした。

報酬が上がりが続けた時代もありましたが、そのときは起債も大きかったのではないのでしょうか。

青山部長 起債を含め、市の財政的な苦しさは平成8年がピークです。前市長が平成7年に就任し、財政緊急事態宣言を出して、財政健全化に取り組みました。

報酬審議会は開催されていなかったので、条例上の本文の月額が変わりませんでした。暫定措置として期間を定めて自主的に給料を減額していたと

いう経緯があります。報酬審議会の答申は、条例上の給料そのものを変えるのか、あるいは変えないのかという性質のものです。

委員

市長の給料については、任期4年の間にどれだけのことを行ったのか、市民がどのように実感したのかということが大事な要素だと思いますが、市長の活動を把握していないので、判断しにくい面があります。

例えば、10～11ページの類似団体のうち、11万人台の人口の都市だけを抽出して平均を出すと、市長の給料が約943,000円、副市長が約786,000円、議長が約580,000円、副議長が約525,000円、議員が約496,000円となります。これが高いかどうかということではなく、数字としてそのようになります。

私の考えとしては、市長の報酬は業績によって判断すべきということです。副市長については、市長の報酬で基準が決まれば、その仕事に対して何割の仕事をしているか、例えば80%等の数字で当てはめれば良いと思います。

議員については、一人ひとりの報酬を下げるというよりも、審議会の審議内容ではありませんが、議員定数を削減した方が、一生懸命仕事をすると思います。議員活動に疑問を感じるような議員もいると聞きますので、本来は24名の定数を18名程度に減らした上で、報酬は変えない若しくは上げれば、一人ひとりの議員活動は活発になると思います。

委員

市長・副市長の給料と議員の報酬は別に考えないといけないと思います。市長・副市長は報酬の他に、任期4年で退職手当が支給されるため、報酬に退職手当を足した金額で判断する必要があるのではないのでしょうか。議員には退職手当がありませんので、その点を考慮すべきではないのでしょうか。

今回の審議会は、退職手当は審議の対象になるのでしょうか。

鈴木課長

退職手当は審議の対象外となっています。

青山部長

あくまでもベースの金額をいくらにするかということを議論していただきたいと思います。市長・副市長には退職手当が出ますので、議論の中でその額に触れることはあると思いますが、基本的にはベースとなる報酬の月額が民間と比較してどうか、市民感覚としてどうか、財政状況を勘案してどうか等ということを議論していただきたいと思います。

委員

例えばベースとなる市長の給料が半分になれば、それに伴って退職手当も下げられるという認識でよいか。

青山部長

退職手当は給料月額に一定の率を掛けて支給するため、給料月額が下がれば退職手当も下がります。この審議会では、条例上の建付けに基づいて、ベースとなる給料月額を審議していただけるとありがたいと思います。答申書を市長に渡す際に、退職手当についても議論があったということを口頭で申し添えるということは可能だと思いますが、答申の内容としてはベースとなる金額について審議していただきたいと思います。

委員

退職手当については、市町村によって乗数が異なります。ベースの部分に加えて、退職手当の乗数の部分も考慮しないと答えが変わってくるのではないのでしょうか。

青山部長      ご意見としていただきたいと思います。答申については、先程の説明のような形でご理解いただければと思います。

議長            報酬を決定していく上では、議員定数や退職手当等、審議の対象外のことも関連してきますので、これらを議論すること自体は結構ではないかと思います。

                    最終的には、給料月額についてどういった方針で答申を出すかということになると思います。

青山部長      最終的な答申の内容は審議会でのご意見を集約したものになりますが、その過程で、議員定数や退職手当等、周辺の事項に関する議論もあるかと思います。例えば、議員定数について、議員報酬の総額を減らすということなら議員の数を減らしたほうが良いという意見がある一方で、市民の意見はたくさんあるので、議員は一定程度の人数で市民の声を代表するのが大事だという意見もあります。どのような方向が多治見市としてより良いのかという観点でご意見をいただきたいと思います。

議長            我々の業界ですと地域間で一種の序列があって、給料の額等に影響することがありますが、市の場合はどうでしょうか。

青山部長      現実としてはあると思います。例えば多治見市長の給料が岐阜市長の給料より多いとすると違和感があると思います。全体の傾向として、人口規模と給料の額は関連性があるような感触を受けます。これは、ルールとしてあるものではありませんが、絶対値を出すのはなかなか難しいので、相対的な位置というのは判断材料のひとつにはなると思います。

議長            岐阜県ではそのような事例はありませんか。

青山部長      明確なルールはありませんが、県下の他の市の状況は判断材料のひとつはなってくると思います。例えば、岐阜市長の報酬よりも多くて良いという議論があったとしても、市民的な理解は得にくいような感触を受けます。ただ、それに従うべきということではありませんので、自由に議論をしていただきたいと思います。

議長            例えば、各務原市は人口が急増していますし、高山市は横ばいです。我々の業界でも明確な基準はありませんが、地域間の序列のようなものがアウトラインとしてあります。

青山部長      明確な基準や市同士の合意等がある訳ではありませんが、市でも、市長の給料と人口規模を順に並べると、結果的に関連性があるのではないかと思います。

委員            例えば名古屋市の例では、市長の給料を 800 万円に減らしています。それが良いかどうかは別として、今のやり方では、他市の状況を考慮して下げられないとなると、硬直化してしまうのではないかと思います。近隣の状況を排除して議論することも構わないのではないかと思います。

青山部長      先程の説明は、結果として人口規模と関連があるような金額となっているということでご理解いただきたいと思います。市によって個別の状況があるの

で、近隣との比較という視点以外のご意見もたくさんいただきたいと思いません。

委員 前回の審議会では、各務原市がひとつの基準になったことは間違いありません。多治見市が各務原市より上回っているのは違和感があるということで、人口規模や市の諸々の状況を考慮して、減額の方向となりました。ただそれで全てが決まったという訳ではありません。

委員 現在の市長の給料は平均値以上です。全国の類似団体の平均と県下 21 市の平均を上回っているので、決して低い額ではないと思います。

委員 一会社員として思うところでは、例えば報酬が下げられたときに、モチベーションとしてどうかということもあります。

委員 市長はほとんど休みなしで働いているというイメージがあります。公務の実態がわかると参考になると思いますので、例えば市長の公務をスケジュール表に落とし込む等して、示していただくことは可能でしょうか。

青山部長 出し方を含めて、次回までの宿題にさせていただきます。

委員 あちこちで市長の顔を拝見します。ほとんど休みなしで働いているという状況であれば、今の給料が決して安いとは思いませんので、示していただくと参考になると思います。

委員 市長がどれだけ働いているかはなかなか見えにくいので、何かしら判断できるようなものを出していただけると良いと思います。一般職は、時間外等の手当が出ますが、市長は給料のみですので、実際に働いている状況を踏まえてモチベーションを保てる程度の額が必要だと思います。

議長 1 年間は難しくても、ここ 1～2 ヶ月程度で良いので、何らかの資料を検討してください。

議長 色々ご意見をいただきましたが、予定の時間が近づいてきました。今回の審議会で、特に感想等があればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 前回の審議会でも感じた部分ですが、厳しい経済状況で特別職の給料はちょっと高いという感覚を多くの方が持っていると思います。市がひとつの会社として考えて、人件費としてどれだけ掛かるかということを考えてと思います。前回は報酬審議会の開催頻度を要望として出させていただいたように、審議対象外とされている退職手当や議員定数についても、総額の経費として議論していくなかで、答申本体でなくても、何らかのかたちで要望として出させていただくということも良いのではないかと思います。

議長 今日初めての会議でご意見をいただくというのは大変な仕事だったと思います。

本日の会議はこの程度にとどめまして、次回の会議においては本日の議論、資料等を参考に答申に向けての方向性等について議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次回は 9 月 25 日（火）午前 10 時から審議会を開催します。次々

鈴木課長

回は10月10日(水)午後1時からの予定としたいと思いますので、皆様の予定をよろしくお願ひします。

なお、会場等、詳細についてはあらためて事務局から通知しますので、よろしくお願ひします。

本日の会議は、これにて散会といたします。ご苦勞様でした。

事務局から、事務連絡をさせていただきます。

次回の開催については改めて文書でお伝えしますが、9月25日(火)午前10時から多治見市役所5階第一会議室で行いますので、よろしくお願ひします。

議事録については、署名委員の方には署名をお願いしますが、まず内容について確認していただきたいと思ひます。完成次第郵送させていただきますので、確認をお願いします。確認いただいた後、公表をさせていただきます。

次回の会議で万一欠席される場合は、事前にご連絡をいただきたいと思ひます。次回は答申の方向性を議論することになりますので、欠席される方は、ご意見があれば事前に文書等でお伝えいただきたいと思ひます。

以上です。本日はありがとうございました。